

公調委平成28年（ゲ）第4号

佐倉市における騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件

裁 定

（当事者省略）

主 文

申請人らの本件裁定申請をいずれも棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人ら

申請人らに生じた平成26年7月頃からの不眠、頭痛、耳鳴りの健康被害は、被申請人らが被申請人ら肩書住所地に設置した家庭用ヒートポンプ給湯器（エコキュート）、顕熱交換換気システム又は空調室外機が発する運転音及び振動によるものである。

2 被申請人ら

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、申請人らが、申請人らの居住する建物に隣接する被申請人らの建物に設置された家庭用ヒートポンプ給湯器（エコキュート）、顕熱交換換気システム又は空調室外機が発する運転音及び振動により、平成26年7月頃から、申請人らに不眠、頭痛、耳鳴りの健康被害が生じていると主張し、前記第1の1の原因裁定を求める事案である。

1 前提事実（当事者間に争いがない事実、文中掲記の各証拠及び審問の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者等

ア 申請人ら

申請人 a（以下「申請人 a」という。）及び同 b（以下「申請人 b」と

いう。)は夫婦であり、同c(以下「申請人c」という。)は申請人a及び同bの子である。

申請人らは、遅くとも平成24年4月以降、肩書住所地に居住している(以下、申請人らが居住している建物を「申請人ら宅」という。)

(審問の全趣旨)

イ 被申請人ら

被申請人d(以下「被申請人d」という。)及び同e(以下「被申請人e」という。)は夫婦であり、肩書住所地所在の建物(以下「被申請人ら宅」という。)及びその敷地の各共有持分を有している。

被申請人らは、平成24年3月頃、被申請人ら宅を建て、同年4月以降、被申請人ら宅に居住している。

(争いがない事実)

(2) 申請人ら宅と被申請人ら宅との位置関係及び周辺の概要は別紙1のとおりである(職1)。

(3) 被申請人ら宅には家庭用ヒートポンプ給湯器(エコキュート)(以下「本件エコキュート」という。)及び貯湯ユニット、空調室外機2台(被申請人ら宅に設置された空調室外機2台のうち、申請人ら宅側に設置された空調室外機1台を、以下「本件空調室外機」という。)並びに顕熱交換換気システム(以下「本件換気システム」といい、本件換気システム、本件エコキュート及び本件空調室外機を併せて、以下「本件各機器」という。)が設置されている(争いがない事実、審問の全趣旨)。

2 当事者の主張

(1) 申請人らの主張

ア 被申請人らの加害行為

申請人らは、平成24年3月から平成26年夏頃までの間は特別音が気になることはなかったが、平成26年夏頃から、被申請人ら宅から発せら

れる運転音（以下「本件運転音」という。）及び振動（以下「本件振動」という。）が激しくなった。

日中と夜間とでは聞こえ方が異なっており、夜間、申請人ら宅室内で聞こえる音が特に耐え難い。平成29年1月に入った頃から音圧が変わった（音が柔らかくなった）ように感じているが、音の大きさ（音量）は変わっていないと感じている。申請人ら宅室内における感じ方の時期による変化としては、冬季は窓を閉め切っているため音が大きく聞こえ、夏季は日中窓を開け放している時間は音が聞こえない又は気にならないが、夜間、窓を全部閉めると音が気になる。申請人ら宅の窓を閉め切っていることにより、申請人ら宅建物全体が振動して家中で音が響いているように感じている。一日の時間帯では、夜間も日中も断続的に音を感じるが、特に午後10時過ぎから午前7時ないし午前8時頃までの間の音が最も大きく聞こえる。同じ時に聞いても、屋外で聞こえる音よりも、申請人ら宅屋内で聞こえる音の方が耐え難いものであり、屋内と屋外とでは音の聞こえ方が異なっている。

申請人らは、本件換気システムの稼働により被申請人ら宅又は敷地に振動、低周波音等が生じ、それが空気又は地面等を介して申請人ら宅に伝播しているのではないかと考えている。その理由は、被申請人ら宅の建築工事中、被申請人ら宅の基礎部分の工事では、通常の木造住宅では考えられないほど地中深く掘り下げられて工事がされていた（申請人らの記憶によれば、基礎工事の際、別紙1の被申請人ら宅の物置や本件空調室外機がある辺りに、直径2m、深さ2mから3mの丸い穴が掘られており、一般的な基礎工事では見られない工事が行われていた。）ことから、何か特殊な工法が用いられており、そのために申請人ら宅に本件換気システムの振動、低周波音等が伝わってきているのではないかと考えている。

イ 申請人らの被害

申請人らは、平成26年夏頃から、本件運転音及び本件振動のため、深夜から午前4時頃までの間に目覚め、再び寝付くことはできなかった。申請人らは申請人ら宅内の別の部屋に就寝場所を変えたが、本件運転音及び本件振動は鳴り止むことがなかった。

(ア) 申請人 a について

申請人 a は、上記のような不眠により、平成26年夏頃から不眠、耳鳴り、頭痛、吐き気が徐々に生じ始め、日常的に耳鳴り、頭痛、吐き気といった症状があり、血圧も上昇している。

(イ) 申請人 b について

申請人 b は、平成26年夏頃から、不眠、耳鳴り、頭痛、吐き気が徐々に生じ始めた。

(ウ) 申請人 c について

申請人 c は、平成26年夏頃から、不眠、耳鳴り、頭痛、吐き気が徐々に生じ始めた。

ウ 被申請人らの加害行為と申請人らの被害との間の因果関係

被申請人らの加害行為と申請人らの被害との間の因果関係を根拠付ける事情は次のとおりである。

(ア) 申請人ら宅と被申請人ら宅は3 mから4 m程度しか離れておらず、その間に障害物はない。また、本件空調室外機は申請人ら宅側に向かって設置されている。

(イ) 消費者庁の消費者安全調査委員会の報告によれば、家庭用ヒートポンプ給湯器の運転音に含まれる低周波音が健康症状の発生に関与している可能性があるとされている。

(ウ) 申請人らは、平成26年夏以降、音の原因を探るため、申請人ら宅内の電気ブレーカーをオフにしたが、音はおさまらなかった。また、申請人ら宅の前方約3 mの地点にトランスを載せた電柱があり、f 株式会社

の担当者によれば老朽化によるノイズ発生のあるとのことであったが、トランス移設後も申請人ら宅内において音は鳴り止まなかった。

(エ) 平成28年6月14日午後2時から、佐倉市環境部生活環境課担当者3名による騒音測定が行われ、その結果は、本件各機器による稼働音と申請人ら宅屋内の測定結果（以下「本件佐倉市測定結果」という。）との関連性は認められていないとされた。しかし、①申請人らの訴え（苦情）は、主に夜間の運転音等によって不眠が引き起こされているというものであるところ、佐倉市による上記測定は日中午後2時から実施されたものであり、申請人らの苦情内容に全くそぐわないし、その測定の実施の最中に、集団下校中の小学生の一団が申請人ら宅のすぐ脇の道路を通行し、また上空を飛ぶ航空機の騒音もあり、更に当日は風も強く、特に低周波音の測定にとって極めて不適切な条件下にあった。また、②佐倉市の測定においては、申請人らの体感調査は全く行われず、マイクロフォンを設置して数値を測定したのみである。さらに、③環境省水・大気環境局大気生活環境室が発出した「低周波音問題対応の手引書における参照値の取扱の再周知について」と題する平成26年12月26日付け事務連絡には、「心身に係る苦情に関する参照値は、低周波音に関する感覚については個人差が大きいことを考慮し、大部分の被験者が許容できる音圧レベルを設定したもの」であり、「低周波音に関する感覚については個人差が大きく、参照値以下であっても、低周波音を許容できないレベルである可能性が10%程度ではあるが残されているので、個人差があることも考慮し判断することが極めて重要である。」とされているにもかかわらず、佐倉市の測定はこれを全く無視して参照値と測定結果の数値を比較しているだけであって不十分である。

エ 後記(2)（被申請人らの主張）エについて

(ア) (ア)について

被申請人らが平成24年4月頃から被申請人ら宅に居住していることは認め、その頃から本件各機器を稼働させていたことは不知。申請人らが稼働音が鳴り始めたと言主張する時期（平成26年夏頃）と、被申請人らが本件各機器を稼働させ始めた時期が異なるとしても、例えば、本件各機器の使用開始から数年たって不具合が生じたり、フィルターの汚れや経年変化等によって稼働音や振動等に変化、変調が現れることは十分にあり得る。

(イ) (イ)について

申請人らが申請書において主張していた内容は認め、その余は知らないし否認する。本件エコキュートが午後11時から午前7時までしか稼働しない設定になっていたとしても、日中は本件換気システムや本件空調室外機が稼働していることはあり得るし、本件空調室外機が平日昼間には稼働していなかった時期があったとしても、その間も本件換気システムは日中稼働していた。

(2) 被申請人らの主張

ア 被申請人らの加害行為について

申請人らの聞こえ方及び平成26年夏頃から、被申請人ら宅から発せられる本件運転音及び本件振動が激しくなったことはいずれも不知。被申請人ら宅の建築工事中、被申請人ら宅の基礎部分の工事では、通常の木造住宅では考えられないほど地中深く掘り下げられて工事がされていたことは否認する。

被申請人らは、平成24年4月、被申請人ら宅に居住し始めて以降、本件各機器をいずれも使用してきており、平成26年夏頃にこれらの機器の使用状況を変更したことはない。

被申請人ら宅で行われた地盤改良工事は、柱状改良というセメント系固定材を地中に注入・攪拌（かくはん）し、地盤内にコンクリートの柱を作

って支えるという一般的な方法である。

イ 申請人らの被害について

申請人らの被害はいずれも不知。

ウ 被申請人らの加害行為と申請人らの被害との間の因果関係（(1)ウ）について

(ア) (ア)について

申請人ら宅と被申請人ら宅との間の距離は不知。申請人ら宅と被申請人ら宅との間には金属製の柵と植木があるし、本件エコキュートと申請人ら宅との間には被申請人ら宅がある。

(イ) (イ)について

消費者庁の消費者安全調査委員会の報告において、家庭用ヒートポンプ給湯器の運転音に含まれる低周波音が健康症状の発生に関与している可能性があるとされていることは認める。低周波音と健康症状との間に因果関係があることが認定されているものではない。

(ウ) (ウ)について

いずれも不知。

(エ) (エ)について

本件佐倉市測定結果によれば、本件各機器の稼働音と申請人ら宅内の測定結果との関連性は認められないとされている。

佐倉市は小学生の通行の際には測定をやり直していたし、航空機が通過した際には航空機通過前と通過後とでは音の数値が変わらなかったことを申請人らに確認して了解を得ていた。

エ その他の事情

(ア) 被申請人らは、平成24年4月頃から被申請人ら宅に居住し、同月頃から本件各機器を稼働させていた。したがって、申請人らが稼働音が鳴り始めたとは主張する時期と、被申請人らが本件各機器を稼働し始めた時

期は異なっている。

- (イ) 申請人らは申請書において運転音等が夜間に限らず日中も断続的に
り続けている旨主張していた。

しかし、本件エコキュートは午後11時から午前7時までしか稼働し
ない設定となっており、平成24年4月以降変更していない。本件空調
室外機は毎晩午後10時頃までしか使用していなかったし、被申請人e
が育児休暇を取得する前の平成28年6月までは本件空調室外機が平日
の日中に断続的に稼働することもなかった。被申請人らは、平成28年
6月上旬頃から、申請人らの申出を受け、午後10時以降、本件換気シ
ステムを使用していなかった。

したがって、申請人らの主張する本件運転音や本件振動と本件各機器
の稼働状態は一致していない。

第3 当裁定委員会の判断

1 認定事実

前記第2の1（前提事実）、文中掲記の証拠及び審問の全趣旨によれば、以
下の事実が認められる。

- (1) 申請人らは、平成26年夏頃から、機器の運転音及び振動を感じ、深夜か
ら午前4時頃までの間に目覚め、寝付くことができなくなった（乙3、審問
の全趣旨）。
- (2) 申請人らは、前記(1)の運転音や振動の原因が申請人ら宅内の機器や電気ノ
イズでないことを確認した後の平成28年2月下旬以降、被申請人ら宅に設
置された本件各機器の運転音及び振動が原因であると考え、被申請人らに対
して対応を求めたが、その後も前記(1)の運転音や振動が続いていると感じて
いた（乙3、審問の全趣旨）。
- (3) 本件佐倉市測定結果

申請人らと被申請人らとは申請人らが指摘する運転音及び振動の原因に

ついてやり取りをし、申請人 a が佐倉市に相談した後、佐倉市が騒音調査をすることとなった。

佐倉市環境部生活環境課担当者は、平成 28 年 6 月 14 日午後 2 時頃から午後 4 時頃までの間、被申請人ら宅に設置された本件各機器を停止又は稼働させて、次のとおり、窓を閉じた申請人ら宅 2 階申請人 b 使用の部屋（別紙 2 の「〇〇氏宅内 2 階寝室」）中央付近、申請人ら宅敷地と被申請人ら宅敷地との間の敷地境界及び本件エコキュート前 1 m 付近において、1 分間にわたり音圧レベルを記録し、3 分の 1 オクターブバンド周波数分析をした。その結果は、別紙 2 「佐倉市測定結果」の「表 1. 測定条件（各機器稼働状況）」及び「表 2. 測定結果（A 特性音圧レベル、G 特性音圧レベル、低周波音 1 / 3 オクターブバンド分析結果）」記載のとおりである。

時 間 午後 2 時から午後 4 時まで

測定機器 精密騒音計（NL-62 低周波測定機能付き）、周波数分析器（SA-30）

測定地点 A（窓を閉じた申請人ら宅 2 階申請人 b 使用の部屋中央付近、高さ 1.2 m）

B（敷地境界、高さ 1.2 m）

C（エコキュート 1 m 前、高さ 1.2 m）

（乙 2、審問の全趣旨）

- (4) 申請人らは、平成 28 年 8 月、弁護士を通じて、被申請人らに対して調査の実施や対策を求めるなどしていたが、その後も前記(1)の運転音や振動が続いていると感じていた（乙 3）。
- (5) 申請人らは、平成 28 年 12 月 9 日、公害等調整委員会に対し、本件原因裁定を申請した（審問の全趣旨）。
- (6) 裁定委員会は、公害等調整委員会事務局を通じ、申請人らに対し、平成 2

9年2月9日頃、申請人らの主張する健康被害を裏付ける診断書の提出の検討を求めた。

申請人 a は、g クリニック h 医師から、糖尿病、高血圧症、不眠症、耳鳴りの診断を受けた旨の同月20日付け診断書を提出した。同診断書には、「2015. 10月より当院へ通院。高血圧については前医からの処方（ミコンビAPとアテレック）を継続、11月の血圧は129／78。糖尿病については11月のHbA1c 6. 4%で内服なしで経過をみている。2016. 2月より診察時に自宅での夜間騒音と不眠を強く訴えるようになり、血圧と血糖コントロール（HbA1c）は上昇傾向となった。その後も受診時には不眠によるストレスと倦怠感の訴えあり。2017. 1月のHbA1cは6. 9%と上昇、血圧は144／75。耳鳴りについては耳鼻咽喉科通院中。」と記載されている。

申請人 b 及び同 c の各健康被害に係る診断書は提出されなかった。

（甲15，審問の全趣旨）

- (7) 公害等調整委員会事務局職員は、平成29年4月17日午後1時から申請人ら宅及び被申請人ら宅並びにそれらの周辺を調査し、その際、本件エコキュート、本件換気システム、被申請人ら宅1階リビング用エアコン（本件空調室外機を稼働させるもの）について、別紙3「公害等調整委員会事務局測定結果」の表1記載の各条件の組合せで稼働させ、申請人らが最も被害を感じる場所の一つと説明した申請人ら宅2階申請人 b 使用の部屋である別紙4の④及び⑤地点（いずれも高さ1. 2m）で音圧レベルを測定した。この測定において、申請人ら宅内の窓は全て閉じ、申請人 b 使用の部屋のドアも閉じた状態にし、航空機の騒音が聞こえた時には騒音測定をしなかった。その結果は、別紙3「公害等調整委員会事務局測定結果」の表2記載のとおりである。（職1）

- 2 本件各機器の稼働と申請人らの主張する被害との間の因果関係について

- (1) 本件佐倉市測定結果によれば、申請人らが被害の原因であると指摘する本件各機器がいずれも稼働していない状態における申請人ら宅2階申請人b使用の部屋中央の音圧レベル（別紙2「佐倉市測定結果」の表2のA地点①の低周波音3分の1オクターブバンド分析結果、A特性及びG特性の各数値）と、本件エコキュートが稼働し、本件換気システムを3段階のうちの換気量の多い「強」の設定で稼働し（乙6）、かつ、本件空調室外機が冷房18度、強風の設定で稼働した状態における申請人ら宅2階申請人b使用の部屋中央の音圧レベル（別紙2「佐倉市測定結果」の表2のA地点④の低周波音3分の1オクターブバンド分析結果、A特性及びG特性の各数値）とを比較すると、おおむね前者（①）の方が後者（④）よりも数値が若干大きいか又は同程度であることから、本件各機器の稼働により申請人ら宅2階申請人b使用の部屋中央の音圧レベルが上昇したことはうかがわれない。
- (2) また、公害等調整委員会事務局測定結果によれば、申請人らが被害の原因であると指摘する本件各機器がいずれも稼働していない状態における申請人ら宅2階申請人b使用の部屋中央の音圧レベル（別紙3「公害等調整委員会事務局測定結果」の表2「条件No.Ⅰ」の「A特性 L_{eq} 」及び「G特性 L_{eq} 」欄記載の各数値）と、本件エコキュートが稼働し、本件換気システムを3段階のうちの換気量の多い「強」又は少ない「弱」にした状態で稼働し、かつ、本件空調室外機が稼働していない状態における申請人ら宅2階申請人b使用の部屋中央の音圧レベル（別紙3「公害等調整委員会事務局測定結果」の表2「条件No.Ⅱ」又は「条件No.Ⅲ」の「A特性 L_{eq} 」及び「G特性 L_{eq} 」欄記載の各数値）とを比較すると、後者は前者よりもA特性 L_{eq} において2.3dB又は2.1dB減少し、G特性 L_{eq} において0.9dB又は0.6dB上昇したという程度であり、本件エコキュート及び本件換気システムの稼働により申請人ら宅2階申請人b使用の部屋中央の音圧レベルが上昇した

とまではうかがわれない。

他方、公害等調整委員会事務局測定結果によれば、本件各機器が稼働した条件No.IVにおけるG特性 $L_{eq,1m}$ 60.2 dB は、条件No. I から条件No.IIIまでのそれよりも7.1 dB から6.2 dB 程度上昇しており、本件空調室外機の稼働に伴う音が申請人ら宅2階申請人b使用の部屋に到達していることがうかがわれる（なお、A特性 $L_{eq,1m}$ は欠測だったが、本件空調室外機の稼働に伴い、A特性音圧レベルも上昇していた可能性がある。）。しかし、公害等調整委員会事務局測定の際に申請人ら宅2階申請人b使用の部屋に立ち合った申請人aは、公害等調整委員会事務局による測定の際の音の程度であれば申請人らは特段問題にするようなものではない旨自認し（甲19）、その他の申請人らも同旨の主張をする（第2回審問期日で陳述された準備書面(3)）。そうすると、公害等調整委員会事務局測定結果は、本件空調室外機を含む本件各機器の稼働に伴う何らかの音と申請人らの主張する被害との間の因果関係を裏付けるに足りる証拠とはいえない。

(3) 以上のほか、本件各機器の稼働により、申請人ら宅2階申請人b使用の部屋を含む申請人ら宅全体について音圧レベルが上昇したことをうかがわせるに足りる的確な証拠はない。

(4) 申請人らの主張について

ア 申請人らは、エコキュートは電源を入れてもすぐには稼働せず、通常の作動を開始するまでに20分程度以上の時間を要する、フル稼働に至るまでには数十分単位の時間を要する旨主張する。

しかし、申請人aの主観的な感覚に基づく旨の同人作成の陳述書（甲19）を提出するのみであり、ほかに上記主張を裏付ける証拠はなく、申請人らの上記主張は理由がない。

イ また、申請人らは、当裁定委員会に対し、騒音（低周波音を含むと思料される。）の夜間における測定の実施を求めている。

しかし、昼間の測定であるとはいえ、少なくとも公害等調整委員会事務局測定結果における条件No.IVは、本件エコキュートが稼働しているほか、本件換気システムを3段階のうちの換気量の多い「強」に設定した状態で稼働し、かつ、本件空調室外機が冷房18度、強風の設定で稼働しており、申請人らが被害の原因であると指摘する本件各機器について本件運転音及び本件振動が最も生じるであろうと思料される設定において同時に稼働させ、かつ、申請人らが音が大きく聞こえると主張する部屋の窓を閉めた状態で測定したにもかかわらず、申請人らが公害等調整委員会事務局による測定の際の音の程度であれば申請人らは特段問題にするようなものではない旨自認している。そして、公害等調整委員会事務局測定結果の際の本件各機器の稼働状態が夜間と異なることを示す証拠はなく、また、夜間に申請人らが問題視するような音圧レベルに上昇することをうかがわせるに足りる証拠はなく、その他夜間調査を必要とする特段の証拠もないことからすれば、夜間調査をするまでの理由はないというべきである。

(5) 以上によれば、申請人らの主張する被害と本件各機器の稼働に伴う何らかの音との間の因果関係をうかがわせるに足りる的確な証拠はない。

(6) また、本件各機器の稼働により申請人ら宅2階申請人b使用の部屋を含む申請人ら宅全体について、振動レベルが上昇したことをうかがわせるに足りる証拠もない。

3 よって、申請人らに健康被害が生じているかどうかを判断するまでもなく、申請人ら主張の健康被害の原因が、被申請人らが被申請人ら宅に設置した本件各機器が発する運転音及び振動によるとは認められず、本件裁定申請はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり裁定する。

平成29年12月5日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 松 田 隆 利

裁 定 委 員 高 橋 滋

裁 定 委 員 吉 村 英 子

(別紙省略)